

みんなで支え合う

国民健康保険



- 特定期診や定期的な健診（人間アセット）を必ず受けよう。がけよしょ。
- 薬のむらこすりに注意しよう。
- ジエネリック医薬品を選びましょう。
- お住まいの近くにあれば、信頼でいい、「かかりつけ医」をも立ちましょ。

※…これまでに効き田や効き性が実証された薬など

同等と国が認めた安価な薬

医療機関の適正受診に

「協力ください

高齢化の進展、医療技術の高度化などにより、医療費は年々増えており、医療費の増加が国保の財政を圧迫しています。

医療の受け方や生活習慣を見直すだけで医療費を節約することができる。日頃から健康づくりはもろんのこと、上手に医療機関へ受診するより心がけましょ。

かかりつけ医をもつメリット

- いつも同じ医師に診てもらいたいので、信頼関係が築ける。
- 体質や持病をわかつたつてて診てもうるさい。
- 病気の状態により、必要に応じて専門医を紹介し、手続きをしてくれる。
- 日常の健康管理や食生活についてアドバイスしてくれる。

国民健康保険一部負担金の徴収猶予および免除について

災害や失業などで収入が一時的に著しく減少し、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の支払いが困難であると認められる世帯は、その一部負担金の徴収猶予や免除を受けられる場合があります。

申請方法など、詳しくは役場住民課

保険年金担当までお問い合わせください。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合は、原則として承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課

☎ 077-1567-2220

住民課 保険年金担当

☎ 0571-784-524

- お子さんのケガや急病で病院へ行った方がよいか迷ったときは、小児救急電話相談（短縮ダイヤル#8000または☎ 077-1524-17856）を利用しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診するときは控えましょう。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 0571-784-524

国民年金



国民年金保険料の納付が困難な方は「相談ください

③学生納付特例

国民年金には、経済的理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、草津年金事務所国民年金課または役場住民課で行ってください。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合は、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。（承認期間は、原則として7月から翌年6月までです。）

※保険料の一部が免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）になる方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しなければ未納と同じ扱いになります。

*申請の手続きには、年金手帳・印鑑をもってください。なお、会社等を退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証を、学生納付特例を申請される方は学生証を併せてお持ちください。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課

☎ 077-1567-2220

住民課 保険年金担当

☎ 0571-784-524